

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月16日
【四半期会計期間】	第34期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	ネットワンシステムズ株式会社
【英訳名】	Net One Systems Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 荒井 透
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【電話番号】	03(6256)0600
【事務連絡者氏名】	経理部長 勝村 忠雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー
【電話番号】	03(5462)0900
【事務連絡者氏名】	経理部長 勝村 忠雄
【縦覧に供する場所】	ネットワンシステムズ株式会社関西支社 （大阪市淀川区宮原三丁目5番36号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第2四半期 連結累計期間	第34期 第2四半期 連結累計期間	第33期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年9月30日	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (百万円)	82,348	82,422	186,353
経常利益 (百万円)	6,182	6,486	16,387
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,656	4,512	9,817
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,580	4,180	10,014
純資産額 (百万円)	59,686	67,507	65,337
総資産額 (百万円)	119,342	138,779	135,764
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	31.37	53.26	115.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	31.30	53.13	115.63
自己資本比率 (%)	49.7	48.4	47.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,933	7,347	12,281
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	595	471	1,194
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,438	2,822	5,131
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	27,416	35,523	31,473

回次	第33期 第2四半期 連結会計期間	第34期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2019年7月1日 至2019年9月30日	自2020年7月1日 至2020年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	33.68	30.75

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 市場別の受注高・売上高・受注残高

当第2四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響が一部あるものの、お客様の投資の変化を捉えることで、GIGAスクール構想・テレワーク拡大・セキュリティ対策・クラウド基盤等のビジネスが堅調に進捗しました。

受注高は1,016億71百万円（前年同四半期比7.8%増）、売上高は824億22百万円（前年同四半期比0.1%増）となり、ともに計画を超過しました。受注残高は、1,127億66百万円（前年同四半期比29.3%増）となりました。

市場別の内訳としては、エンタープライズ（ENT）事業では、新型コロナウイルス感染症対応への要望が強く、テレワーク拡大、セキュリティ対策、クラウド基盤が堅調に推移しました。

受注高は273億33百万円（前年同四半期比1.4%減）、売上高は241億60百万円（前年同四半期比0.5%増）、受注残高は296億45百万円（前年同四半期比17.1%増）となりました。

通信事業者（SP）事業では、サービス基盤や法人事業の支援、テレワークの拡大に伴う回線の増強を中心に展開しました。また、一部案件が下期に延期となりました。

受注高は134億47百万円（前年同四半期比10.1%減）、売上高は144億16百万円（前年同四半期比13.5%減）、受注残高は135億39百万円（前年同四半期比8.0%増）となりました。

パブリック（PUB）事業では、GIGAスクール構想、セキュリティ対策、及びクラウド基盤ビジネスが好調な一方で、ヘルスケアは低調となりました。

受注高は438億3百万円（前年同四半期比31.7%増）、売上高は239億82百万円（前年同四半期比7.2%減）、受注残高は580億77百万円（前年同四半期比49.8%増）となりました。

パートナー事業（ネットワンパートナーズ株式会社）では、売上高は昨年度受注した5G案件が寄与し、受注高は新型コロナウイルス感染症の影響で軟調となりました。

受注高は162億42百万円（前年同四半期比9.4%減）、売上高は190億38百万円（前年同四半期比24.2%増）、受注残高は113億68百万円（前年同四半期比8.1%増）となりました。

その他では、受注高が8億44百万円、売上高が8億24百万円、受注残高が1億35百万円となりました。

##### 商品群別の受注高・売上高・受注残高

商品群別の内訳としては、機器商品群では、受注高が607億70百万円（前年同四半期比8.2%増）、売上高が465億56百万円（前年同四半期比1.6%減）、受注残高が415億64百万円（前年同四半期比53.9%増）となりました。

サービス商品群では、受注高が409億1百万円（前年同四半期比7.1%増）、売上高が358億66百万円（前年同四半期比2.4%増）、受注残高が712億1百万円（前年同四半期比18.2%増）となりました。

サービス商品群においては、「統合サービス事業」が拡大し、受注高・売上高・受注残高が順調に増加しました。機器商品群においては、受注高が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で作業遅延もあり、売上高は微減となりました。

##### 損益の状況

「統合サービス事業」が拡大したことにより売上総利益率が改善し、売上総利益は230億67百万円（前年同四半期比5.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費が164億2百万円となった結果、営業利益は66億65百万円（前年同四半期比8.1%増）、経常利益は64億86百万円（前年同四半期比4.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は45億12百万円（前年同四半期比69.8%増）となりました。

## 資産、負債及び純資産の状況

### (資産)

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は1,387億79百万円となり、前連結会計年度末に比べて30億14百万円の増加(2.2%増)となりました。

資産の内訳は、流動資産が1,285億8百万円となり、前連結会計年度末に比べて37億12百万円の増加(3.0%増)となりました。これは主に、現金及び預金が40億50百万円、たな卸資産が合計で110億13百万円、前払費用が39億47百万円増加し、一方で、受取手形及び売掛金が164億23百万円減少したことによるものです。また、固定資産は102億70百万円となり、前連結会計年度末に比べて6億98百万円の減少(6.4%減)となりました。

### (負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は712億71百万円となり、前連結会計年度末に比べて8億44百万円の増加(1.2%増)となりました。これは主に、前受金が36億26百万円、リース債務が35億4百万円増加し、一方で、買掛金が31億73百万円、未払法人税等が11億44百万円、賞与引当金が6億65百万円、流動負債のその他が10億34百万円減少したことによるものです。

### (純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は675億7百万円となり、前連結会計年度末に比べて21億70百万円の増加(3.3%増)となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益45億12百万円の計上と、配当金の支払い20億33百万円により利益剰余金が24億79百万円増加したことによるものです。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間においては、税金等調整前四半期純利益の計上等により、営業活動によるキャッシュ・フローは73億47百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、固定資産の取得等により4億71百万円の支出となり、また、財務活動によるキャッシュ・フローについては、リース債務や配当金の支払い等により28億22百万円の支出となりました。その結果、現金及び現金同等物は40億50百万円増加し、四半期末残高は355億23百万円となりました。

なお、前年同四半期との比較は次のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による収入は73億47百万円となり、前年同四半期に比べて24億13百万円の収入増となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上による収入が15億59百万円増加、売上債権の減少による収入が92億91百万円増加、仕入債務の減少による支出が13億64百万円減少し、一方で、たな卸資産の増加による支出が57億56百万円増加、その他の流動負債の減少による支出が7億67百万円増加したことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による支出は4億71百万円となり、前年同四半期に比べて1億23百万円の支出減となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による支出は28億22百万円となり、前年同四半期に比べて3億84百万円の支出増となりました。これは主に、配当金の支払いによる支出が3億40百万円増加したことによるものです。

## (3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、15億40百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86,000,000	86,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	86,000,000	86,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年6月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	156
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月2日 至 2050年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,414 資本組入額 1,707 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2020年7月1日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 3. 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれかに在任中若しくは在職中に死亡した場合又はこれらの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件  
(注)4.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

新株予約権者が、権利を行使する前に、新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。  
 当社は、以下イ、ロ又はハの議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ．当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	86,000,000	-	12,279	-	19,453



( 5 ) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,282,705	10.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	8,725,000	10.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	8,546,900	10.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	4,774,800	5.64
JP MORGAN CHASE BANK 385635 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	2,060,200	2.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	1,672,545	1.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,557,600	1.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,539,300	1.82
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	1,440,000	1.70
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	1,376,659	1.62
計	-	40,975,709	48.36

(注) 1. JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

2. 2020年6月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロサンジェルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)	8,782,823	10.21
キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International, Inc.)	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロサンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階 (11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.)	1,170,200	1.36
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl)	スイス国、ジュネーブ1201、プラス・デ・ベルグ3 (3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland)	768,300	0.89
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	6,569,300	7.64
キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 (40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England)	155,400	0.18
計	-	17,446,023	20.29

3. 2020年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーが2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー (Marathon Asset Management LLP)	英国WC2H 9EAロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス (Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK)	4,415,600	5.13
計	-	4,415,600	5.13

4. 2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	350,000	0.41
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,504,100	2.91
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	3,556,700	4.14
計	-	6,410,800	7.45

5. 2020年3月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者から2020年3月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,324,800	1.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,608,700	3.03
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	383,300	0.45
計	-	4,316,800	5.02

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,265,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 84,716,700	847,167	-
単元未満株式	普通株式 17,800	-	-
発行済株式総数	86,000,000	-	-
総株主の議決権	-	847,167	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数44個が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ネットワンシステムズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号J Pタワー	1,265,500	-	1,265,500	1.47
計	-	1,265,500	-	1,265,500	1.47

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	31,473	35,523
受取手形及び売掛金	52,845	36,422
リース投資資産	11,693	12,732
商品	2,254	2,077
未着商品	337	1,101
未成工事支出金	12,955	23,375
貯蔵品	14	21
前払費用	12,092	16,039
その他	1,129	1,215
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	124,795	128,508
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
工具、器具及び備品	3,787	3,703
その他	922	823
有形固定資産合計	4,709	4,527
<b>無形固定資産</b>		
のれん	64	32
その他	1,436	1,256
無形固定資産合計	1,501	1,288
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	171	171
繰延税金資産	2,601	2,301
その他	2,010	2,006
貸倒引当金	25	25
投資その他の資産合計	4,757	4,453
固定資産合計	10,968	10,270
資産合計	135,764	138,779

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	19,906	16,732
リース債務	4,995	6,649
未払金	1,694	1,453
未払法人税等	3,173	2,029
前受金	16,851	20,477
資産除去債務	13	178
賞与引当金	3,308	2,642
役員賞与引当金	154	56
その他	8,596	7,562
流動負債合計	58,694	57,782
固定負債		
リース債務	11,078	12,928
資産除去債務	612	521
その他	41	39
固定負債合計	11,732	13,488
負債合計	70,427	71,271
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	12,279	12,279
資本剰余金	19,503	19,501
利益剰余金	33,992	36,471
自己株式	1,007	994
株主資本合計	64,767	67,258
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延ヘッジ損益	293	28
為替換算調整勘定	7	11
その他の包括利益累計額合計	286	39
新株予約権	180	222
非支配株主持分	103	66
純資産合計	65,337	67,507
負債純資産合計	135,764	138,779

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	82,348	82,422
売上原価	60,521	59,355
売上総利益	21,827	23,067
販売費及び一般管理費	15,662	16,402
営業利益	6,164	6,665
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	13	58
関係会社業務受託収入	102	68
販売報奨金	31	54
団体保険配当金	69	18
その他	36	66
営業外収益合計	253	265
営業外費用		
支払利息	25	22
貸倒損失	198	-
寄付金	-	302
その他	11	119
営業外費用合計	235	444
経常利益	6,182	6,486
特別損失		
固定資産除却損	2	3
不正取引関連損失	1,257	-
特別損失合計	1,259	3
税金等調整前四半期純利益	4,923	6,483
法人税、住民税及び事業税	1,516	1,672
法人税等調整額	752	300
法人税等合計	2,269	1,972
四半期純利益	2,654	4,510
非支配株主に帰属する四半期純損失 ( )	2	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,656	4,512

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	2,654	4,510
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	0
繰延ヘッジ損益	71	322
為替換算調整勘定	0	6
その他の包括利益合計	73	329
四半期包括利益	2,580	4,180
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,583	4,186
非支配株主に係る四半期包括利益	3	5



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	4,923	6,483
減価償却費	1,401	1,399
のれん償却額	68	32
株式報酬費用	43	53
賞与引当金の増減額(は減少)	1,844	665
役員賞与引当金の増減額(は減少)	79	98
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	1	0
支払利息	25	22
不正取引関連損失	1,257	-
固定資産除却損	2	3
売上債権の増減額(は増加)	10,743	20,034
たな卸資産の増減額(は増加)	5,257	11,013
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,856	1,397
仕入債務の増減額(は減少)	4,523	3,159
未払又は未収消費税等の増減額	600	1,345
その他の流動負債の増減額(は減少)	529	237
その他	629	223
小計	8,913	10,332
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	25	22
不正取引による支出	1,257	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	3,448	2,880
その他	749	82
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,933	7,347
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	410	261
無形固定資産の取得による支出	239	203
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	12	-
貸付けによる支出	3	1
貸付金の回収による収入	3	4
その他	43	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	595	471
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,689	2,030
リース債務の返済による支出	747	779
その他	0	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,438	2,822
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,901	4,050
現金及び現金同等物の期首残高	25,305	31,473
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	209	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,416	35,523

【注記事項】

(追加情報)

(不正取引に関する事項)

当社は、前連結会計年度において、2014年12月以降、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことを認識するに至り、納品実体のない取引が行われた期間にわたって損失を計上するため、前第2四半期連結累計期間における納品実体のない取引にかかる支出額のうち、前第2四半期連結累計期間の末日から2か月間に入金がない場合、当該支出額を特別損失(不正取引関連損失)として計上しております。

不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当社は、日鉄ソリューションズ株式会社(以下「被告」)より、2020年10月28日付で、みずほ東芝リース株式会社(以下「原告」)と被告との間の違約金請求事件について、訴訟告知を受けました。訴訟告知書によると、当該違約金請求事件は、原告が被告に対して売買契約の解約違約金として10,926百万円及び遅延損害金を請求するものであり、被告が当該違約金請求事件に敗訴した場合、当社元従業員による不正行為に関連した取引に巻き込まれた結果として、当社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求権を行使することになるとあります。当社の訴訟告知への対応方針は未定であります。上記債務を充当する可能性があります。

当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算並びに当社における法人税等の更正の請求等は完了していないため、今後の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響については、テレワーク案件の増加がある一方、一部のプロジェクトに遅れが生じています。その結果、当社グループの事業に対する影響は、現在のところ軽微であります。しかしながら、今後の事業に対する影響につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給与手当	5,400百万円	5,591百万円
賞与引当金繰入額	1,770	2,235
役員賞与引当金繰入額	55	56
退職給付費用	327	337
賃借料	1,522	1,705
減価償却費	687	762
のれん償却額	68	32

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	27,416百万円	35,523百万円
現金及び現金同等物	27,416	35,523

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	1,693	20.00	2019年3月31日	2019年6月14日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月24日 取締役会	普通株式	1,779	21.00	2019年9月30日	2019年11月15日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月11日 定時株主総会	普通株式	2,033	24.00	2020年3月31日	2020年6月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月27日 取締役会	普通株式	2,033	24.00	2020年9月30日	2020年11月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	ENT 事業	SP 事業	PUB 事業	パートナ ー事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	24,033	16,668	25,853	15,334	81,890	458	82,348	-	82,348
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3	1	3	1	9	6	16	16	-
計	24,037	16,669	25,856	15,336	81,900	464	82,365	16	82,348
セグメント利益 又は損失( )	2,353	1,413	1,315	1,558	6,640	29	6,610	445	6,164

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失( )(営業利益)の調整額 445百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用等 445百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	ENT 事業	SP 事業	PUB 事業	パートナ ー事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	24,160	14,416	23,982	19,038	81,598	824	82,422	-	82,422
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4	1	4	8	19	27	46	46	-
計	24,165	14,418	23,986	19,047	81,617	851	82,469	46	82,422
セグメント利益 又は損失( )	2,293	1,320	1,941	1,601	7,157	41	7,115	450	6,665

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失( )(営業利益)の調整額 450百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用等 450百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	31.37円	53.26円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,656	4,512
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,656	4,512
普通株式の期中平均株式数(株)	84,702,413	84,728,025
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	31.30円	53.13円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	192,274	204,867
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (イ) 配当金の総額 2,033百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 24円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2020年11月20日

(注)2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年12月16日

ネットワンシステムズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員      公認会計士      村上 淳

### 限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットワンシステムズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 限定付結論の根拠

当監査法人は、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の第2四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の売上原価86百万円である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

追加情報（不正取引に関する事項）に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理しているが、当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。